

平成 28 年 11 月 17 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部市民協働・地域政策課

住民自治、行政サービスのあり方について

～ 今後の住民自治、行政サービスのあり方の協議・検討 ～

1 今後の住民自治、行政サービスのあり方(案)について

◆ 配付資料 ◆

資料 1 : 今後の住民自治、行政サービスのあり方(案)

補足資料 : 資料 1「第 3 章 最適な組織の検討」の作業手順など

今後の住民自治、行政サービスのあり方 (案)

目 次

第 1 章	合併・政令市の検証を踏まえて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-1	前書き [合併・政令市の検証に係る総括]	
第 2 章	住民自治、行政サービスに対する基本的な考え方・・・・・・・・	2
2-1	住民自治	
2-2	行政サービス	
第 3 章	最適な組織の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3-1	業務の性質分析	
3-2	組織体制の検討	
3-3	業務の提供拠点数の検討	
第 4 章	今後の地域コミュニティのあり方・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4-1	地域コミュニティの姿	
4-2	共助の中心としての地域コミュニティ	
4-3	地域コミュニティに対する市の関わり	

第1章 合併・政令市の検証を踏まえて

1-1 前書き【合併・政令市の検証に係る総括】

- 12市町村合併、政令指定都市移行から現在に至るまで、リーマンショックや東日本大震災など、社会経済環境の変化や市民ニーズを踏まえ、行政サービスの維持・質の向上のため、地域特性に配慮した組織改正、事務事業の見直しなどを進め、現状に基づく最適化を図ってきました。
- 現在、30年後の理想の姿を描いた総合計画に基づく市政運営を進めています。理想の未来を実現するためには、これまでに経験したことがない人口急減・超高齢化に立ち向かわなければなりません。また、低迷する出生率、老朽化が進む膨大なインフラの維持・更新、拡大が続く社会保障費など、課題は山積しています。
- 合併から10年以上の時が流れ、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく特例措置なども終盤を迎えつつあり、合併による組織のスリム化、事業の見直しについて、更に取り組む必要があります。
- 「今後の住民自治、行政サービスのあり方」の検討に際しては、「合併・政令市の検証」を踏まえ、持続可能な都市経営に向け、次の視点に留意し、現在の市民サービス提供体制などをゼロベースで見直します。



【考慮すべき社会環境など】

- ◆ 急速な人口減少、超高齢化
- ◆ 社会保障費の拡大や道路・公共施設などの維持・更新費用
- ◆ 民間活力の導入などによる行政サービス担い手の変化
- ◆ ICTの急速な進展、独り暮らし世帯の増加など社会環境の変化

【「今後の住民自治、行政サービスのあり方」の検討に当たっての5つの視点】

- 住民自治と市民協働の推進
- 現在のサービス提供体制(業務体制)に捉われないゼロベースの見直し
- 持続可能な仕組みづくり — 市民満足と事務効率の均衡 —
- 将来の拠点ネットワーク型都市構造を視野に入れ、地域特性に配慮
- 社会環境の変化に合わせ、ICTなどを積極的に活用

第 2 章 住民自治、行政サービスに対する基本的な考え方

本市では、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像に掲げています。本市が目指す、協働型社会の実現に向けては、住民自らが考え行動する仕組みである住民自治とそれを支援する行政組織との両輪が必要となります。

そこで、本章では、住民自治、行政サービスの基本的な考え方を整理します。

2-1 住民自治

(1) 住民意見を市政へ反映する仕組み

- ・ 議会と共に区協議会が本市の住民自治の根幹です。
市民の意見を市政に反映させるため、機能を維持していく必要があります。
- ・ 市民の身近な活動場所であり、多様な意見や考えが集まる協働センターを拠点として、自治会を始めとした地域の様々な団体と連携しながら地域づくりを進めていくことが重要になります。

(2) 地域コミュニティの支援

- ・ 本市は自治会の加入率が 95.7%(平成 28 年 4 月現在)と高く、多くの地域コミュニティは自治会を中心に成り立っています。
- ・ 人口減少の進行に伴い、地域コミュニティの役割が重要になります。
- ・ 市はコミュニティの状況に応じ、必要な支援を行っていく必要があります。
- ・ 行政と地域をつなぐコミュニティ担当職員の機能強化と組織的な支援体制の構築が不可欠です。

2-2 行政サービス

持続可能な行政サービスの提供を目指していくためには、それを可能とする最適な組織について考えなければなりません。このため、将来を見据え、本庁・事業所・区役所・区出先機関の機能・役割を整理します。

第3章 最適な組織の検討

政令指定都市は、組織の大きな分類として、「本庁」と「区役所」を設置する必要があります。本市では、「本庁」「区役所」のほかにも、本庁の出先機関である「事業所」、区役所の出先機関である「区出先機関」の区分を設けた上で組織を編成してきました。

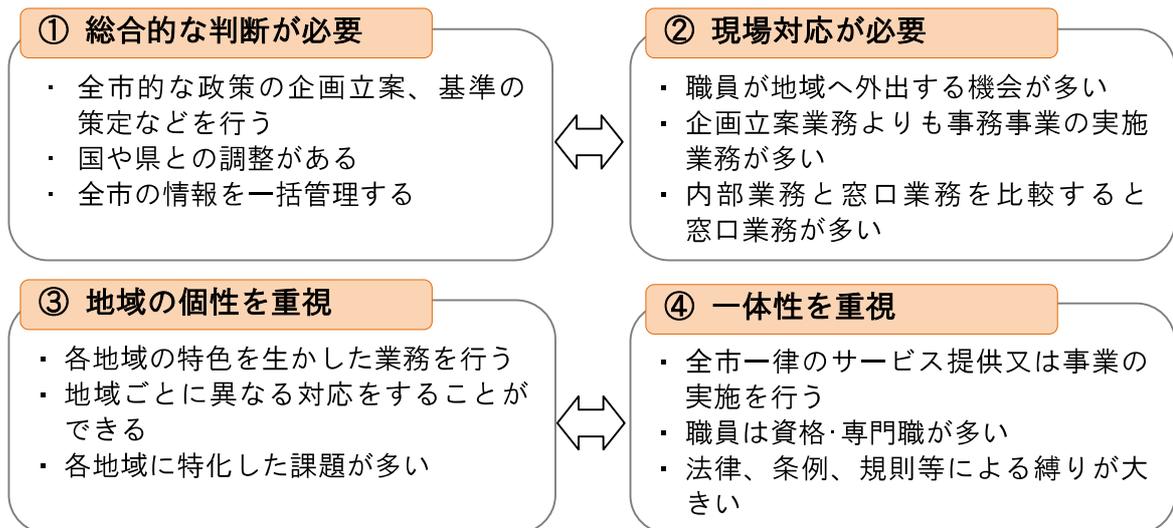
しかし、今後も持続可能な行政運営を行うため、現状の行政サービス提供体制や事務執行体制に捉われず、ゼロベースで最適な組織を検討します。

3-1 業務の性質分析

(1) 業務の性質による分類

行政サービスに係る全ての事務事業がどのような性質の業務であるのか、以下の4つの視点における判断基準により分類し、その結果を別紙1のとおり、分布図として図表化しました。

【4つの視点】



【分類方法】

- ① 各事務事業の最小実施単位である課の「グループ」単位で業務分析調査を実施
- ② 事務事業の関連性から各グループの業務を組み合わせ、現行の組織体制があるものは現行の組織で分類、現在は同一組織で事務事業を実施している場合でも大きく異なる性質を有する業務は事務事業単位で分類

(2) 分析結果

組織として必須の「本庁」と「区役所」は、それぞれ業務の性質として、「本庁」の業務は「総合的な判断が必要」であり、「区役所」の業務は「現場対応が必要」で「地域の個性を重視」していると考えられます。したがって、概ね別紙1の第Ⅱ・第Ⅲ象限に分類され

る業務は本庁に、第Ⅰ象限に分類される業務は区役所に該当します。

また、以下の理由により、「本庁」「区役所」以外に、「事業所」「区出先機関」が必要と考えられます。

① 事業所

全市統一的な業務についても複数の拠点を必要とする業務が多数あります。また、現場対応が必要な業務でも拠点数は1か所で足りる業務(別紙1第Ⅳ象限の○囲み)があり、区(地域)独自の個性を重視する区役所とは別に、出先機関が必要です。

② 区出先機関

地域の個性が最重要視され、かつ最も現場対応が必要な業務(別紙1第Ⅰ象限の○囲み)が存在するため、身近な住民サービスを提供する区役所の出先機関が必要です。

3-2 組織体制の検討

分析結果を踏まえ、「本庁」「事業所」「区役所」「区出先機関」について、それぞれの機能などを整理します。

(1) 組織の機能と役割分担

① 本庁

- ア 国・県との協議、調整などの対外的折衝
- イ 全市的な政策、施策の企画立案
- ウ 行政経営に関する管理業務
- エ 区(又は事業所)が所掌する事務事業に係る統括・監督
- オ 情報、データなどの一元管理

② 事業所

- ア 全市統一的で現場対応が必要な事業の実施機関

③ 区役所

- ア 市民に身近なサービスの提供
- イ 法令で区役所での実施が定められている業務
- ウ 行政情報の発信と市民意見の収集
- エ 市民との協働による地域づくりの推進

④ 区出先機関

- ア 区役所機能を効果的に補完
- イ 地域の特殊性を考慮した機能・配置
- ウ 市民に身近なサービスの効果的・効率的な提供

(2) 本庁・事業所・区役所・区出先機関の分類

「本庁・事業所・区役所・区出先機関」の各組織の機能・役割分担の考え方を踏まえ、業務の性質分析の結果を「本庁・事業所・区役所・区出先機関」の各組織に分類すると別紙 2 のとおりとなります。これは、各事務事業(または類似事務の集合体である課)が本庁・事業所・区役所・区出先機関のどの組織で執行されるのが適当なのかを示したものになります。

3-3 業務の提供拠点数の検討

(1) 組織分類に基づく拠点数の整理

行政経営における必要最低限の拠点の階層は、“中枢を担う本庁”と“土木整備事務所など現場業務を担う事業所”、“一般的な業務を担う区役所”、現行の協働センターのような“市民に身近な最前線のサービスを提供する区出先機関”に大別されます。

[拠点数の整理]

- ① 本庁 : 中枢を担うため 1 か所
- ② 事業所 : 市域や現状を踏まえて数か所程度
- ③ 区役所 : 市域や現状を踏まえて数か所程度
- ④ 区出先機関: 住民主体の地域づくりを進めていくため地域コミュニティレベル
⇒ 今後の地域コミュニティのあり方を考察し、将来を見据えた配置場所も含めて考えていく必要があります。

第4章 今後の地域コミュニティのあり方

4-1 地域コミュニティの姿

地域コミュニティは、様々な経緯を経て、地域住民により自発的に形成されたものであり、地域の実情に即した大小様々な組織があります。

4-2 共助の中心としての地域コミュニティ

地域コミュニティは、安全・安心な地域づくりの主体であり、今後もその役割を担っていくことが期待されます。

そのため、地域コミュニティが地域住民によって健全に運営され、地域課題を解決するための活動が日々行われることが重要になります。

4-3 地域コミュニティに対する市の関わり

(1) 区出先機関の役割

区出先機関は、市民に身近な地域活動の拠点として、地域コミュニティを始めとする様々な団体と連携しながら地域づくりを進めていく役割を担います。

(2) コミュニティ担当職員の機能と支援体制

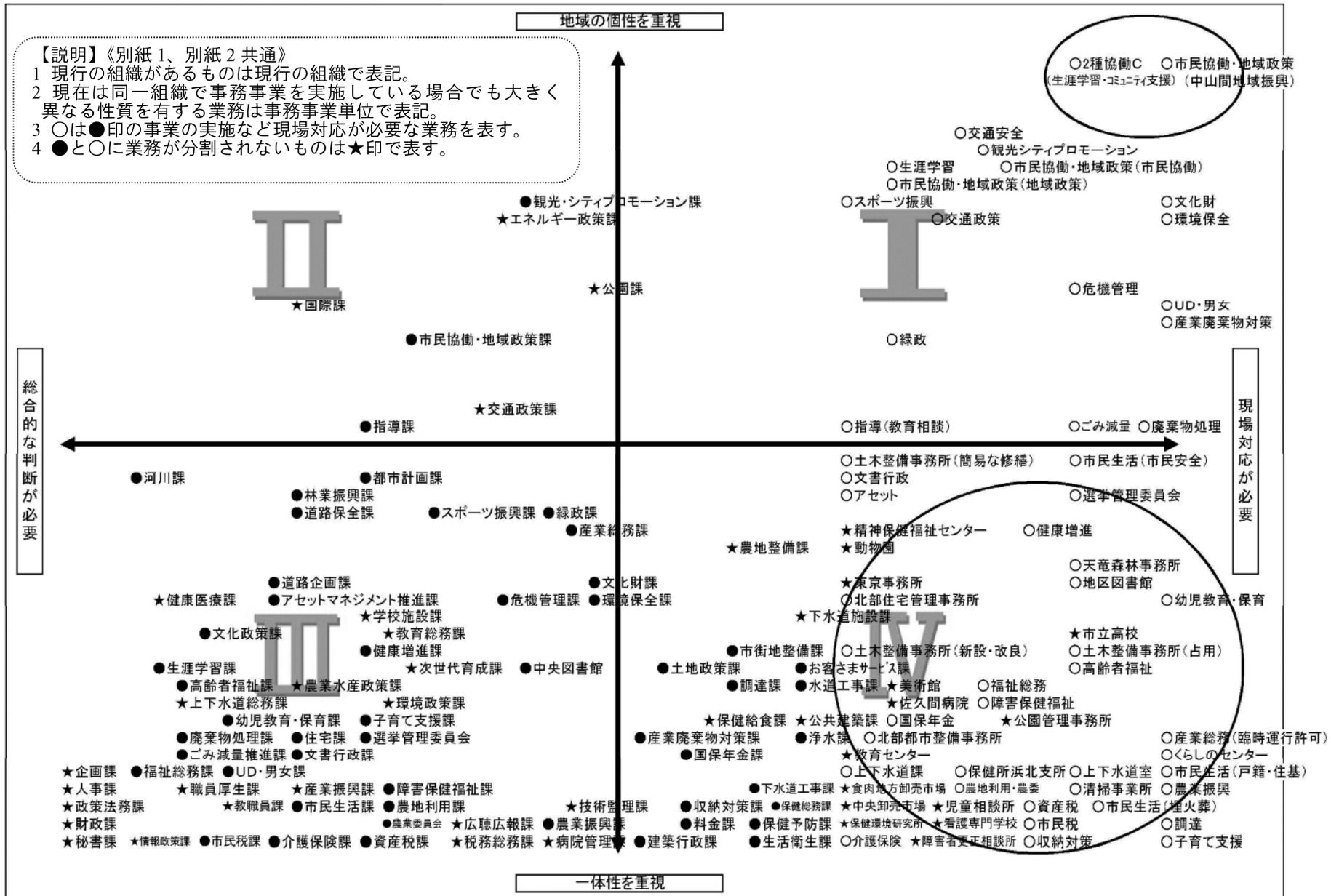
コミュニティ担当職員は、地域コミュニティに積極的に関与し、地域の主体性を尊重しながら、活動段階に応じた必要な支援を行うことが重要です。

また、コミュニティ担当職員を組織的に支援する体制を構築する必要があります。

「今後の住民自治、行政サービスのあり方」に基づき、今後、「新たな行政区、行政サービスの提供体制(案)」を検討していきます。

案では、行政サービスの拠点数や効果的な執行体制などを総合的に勘案した上で最適な行政サービスの提供体制を提示します。

業務の性質分類結果



最適な組織の検討

1 検討方法

政令指定都市は、組織の大きな分類として、「本庁」と「区役所」を設置する必要があります。本市では、「本庁」「区役所」のほかにも、本庁の出先機関である「事業所」、区役所の出先機関である「区出先機関」の区分を設けた上で組織を編成してまいりましたが、今後も持続可能な行政運営を行うため、現状の行政サービス提供体制や事務執行体制に捉われず、ゼロベースで最適な組織を検討します。

手順1 業務の性質分析の実施

各部局において現状実施している所管業務の性質を分析

手順2 組織体制の検討

業務の性質分析結果から組織体制及びその機能を整理

手順3 最適な行政サービスの提供体制を提示 ⇒ 今後実施

手順1・2を踏まえ、拠点数や効果的な執行体制等について総合的に検討した上で最適な行政サービスの提供体制を提示

2 業務の性質分析の実施（手順1）

(1) 現状実施している全ての事務事業について、最適な実施体制を検討するため、以下の4つの視点（性質）を設定し、個々の事務事業がどのような性質を有する業務であるかについて、平成28年8月に各所管課に対し調査を実施しました。

- ①総合的な判断が必要
- ②現場対応が必要
- ③地域の個性を重視
- ④一体性を重視

(2) 上記4つの性質の判断基準は以下のとおりとし、各事務事業について判断項目の該当の有無やその程度によって業務の性質を分析し、その結果を分布図として図表化します。

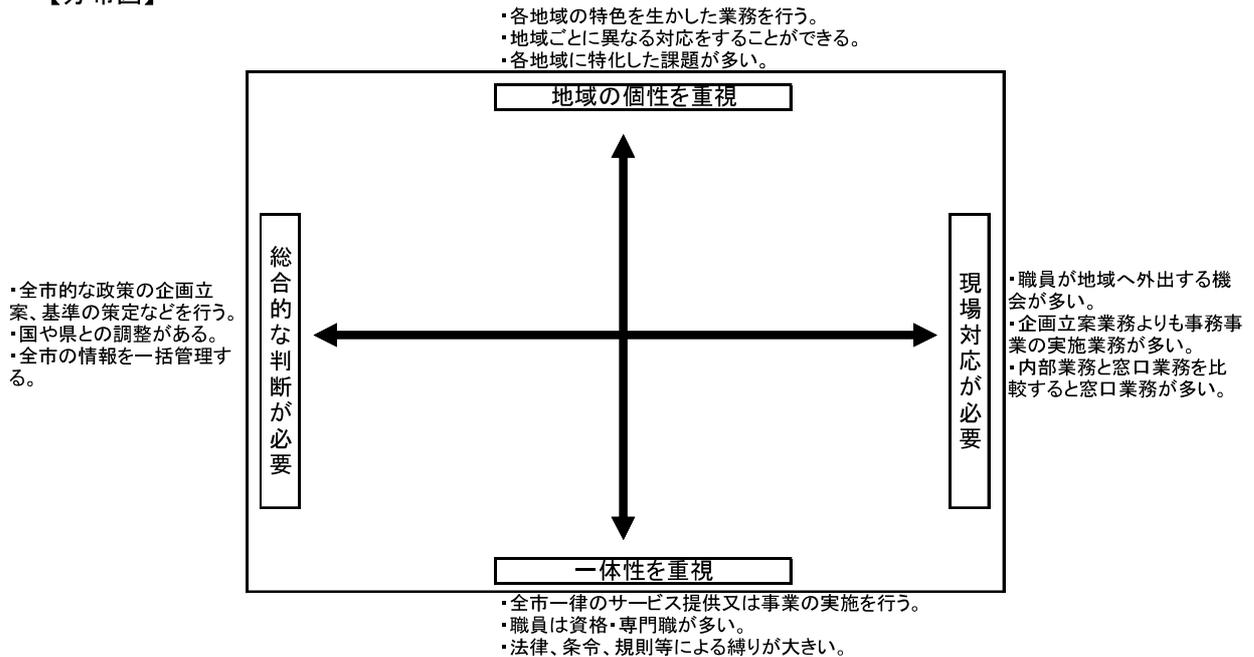
- ①総合的な判断が必要
 - 全市的な政策の企画立案、基準の策定などを行う。
 - 国や県との調整がある。
 - 全市の情報を一括管理する。
- ②現場対応が必要
 - 職員が地域へ外出する機会が多い。
 - 企画立案業務よりも事務事業の実施業務が多い。
 - 内部業務と窓口業務を比較すると窓口業務が多い。
- ③地域の個性を重視
 - 各地域の特色を生かした業務を行う。

- 地域ごとに異なる対応をすることができる。
- 各地域に特化した課題が多い。

④一体性を重視

- 全市一律のサービス提供又は事業の実施を行う。
- 職員は資格・専門職が多い。
- 法律、条令、規則等による縛りが大きい。

【分布図】



(3) 業務の調査は、各事務事業の最小実施単位である「グループ」単位で実施。グループが所管する各事務事業の性質を分析し、類似事業を取り扱う「グループ」単位で分布図に打点しました。

→市民生活に影響が大きい分野の例は「補足資料②」のとおり、また各グループが所掌する事務事業の詳細は「補足資料③」のとおり。

なお、分布図は以下のとおりの表記になります。

- 課名の略称を左側、グループ名を右側に表記。●（課名の略称）／（グループ名）
- ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。
- ●と○に業務が分割されないものは★印で表す。

(4) 事務事業の関連性から各グループの業務を組み合わせ、行政サービスに係る全事業を分布図として表したものが「別紙1」となります。別紙1は、以下の観点で表記されています。

- ① 現行の組織があるものは現行の組織で表記。
- ② 現在は同一の組織で行っている業務でも、大きく異なる性質を有する場合は事業単位で表記。

(5) 市民に直接関わるが多い業務について、分野別に表したものが「補足資料④」となります。

3 組織体制の検討（手順2）

（1）業務分析の結果

①組織として必須の「本庁」と「区役所」は、それぞれ業務の性質として、「本庁」の業務は「総合的な判断が必要」であり、「区役所」の業務は「現場対応が必要」で「地域の個性を重視」していると考えられます。したがって、「別紙1」により、概ね第Ⅱ・第Ⅲ象限に分類される業務は本庁に、第Ⅰ象限に分類される業務は区役所に該当します。

②「本庁」「区役所」以外に、以下の組織が必要と考えられます。

- 全市統一的な業務についても複数の拠点を必要とする業務が多数ある。また、現場対応が必要な業務でも拠点数は1箇所ですら業務があるため（「別紙1」の第Ⅳ象限の○囲み部分）、区（地域）独自の個性を重視する区役所とは別に、出先機関が必要である（以下「事業所」という。）。
- 地域の個性が最重要視されかつ最も現場対応が必要な業務が存在するため（「別紙1」の第Ⅰ象限の○囲み部分）、身近な住民サービスを提供する区の出先機関が必要である（以下「区出先機関」という。）。

以上を踏まえ、「本庁」「事業所」「区役所」「区出先機関」について次のとおりそれぞれの機能などを整理します。

（2）組織の機能と役割分担

①本庁

- ア 国・県との協議、調整などの対外的折衝
- イ 全市的な政策、施策の企画立案
- ウ 行政経営に関する管理業務
- エ 区役所又は事業所が所掌する事務事業に係る統括・監督
- オ 情報、データなどの一元管理

②事業所

- ア 全市統一的で現場対応が必要な事業の実施機関

③区役所

- ア 市民に身近な行政サービスの提供
- イ 法令で区役所での実施が定められている業務
- ウ 行政情報の発信と市民意見の収集
- エ 市民との協働による地域づくりの推進

④区出先機関

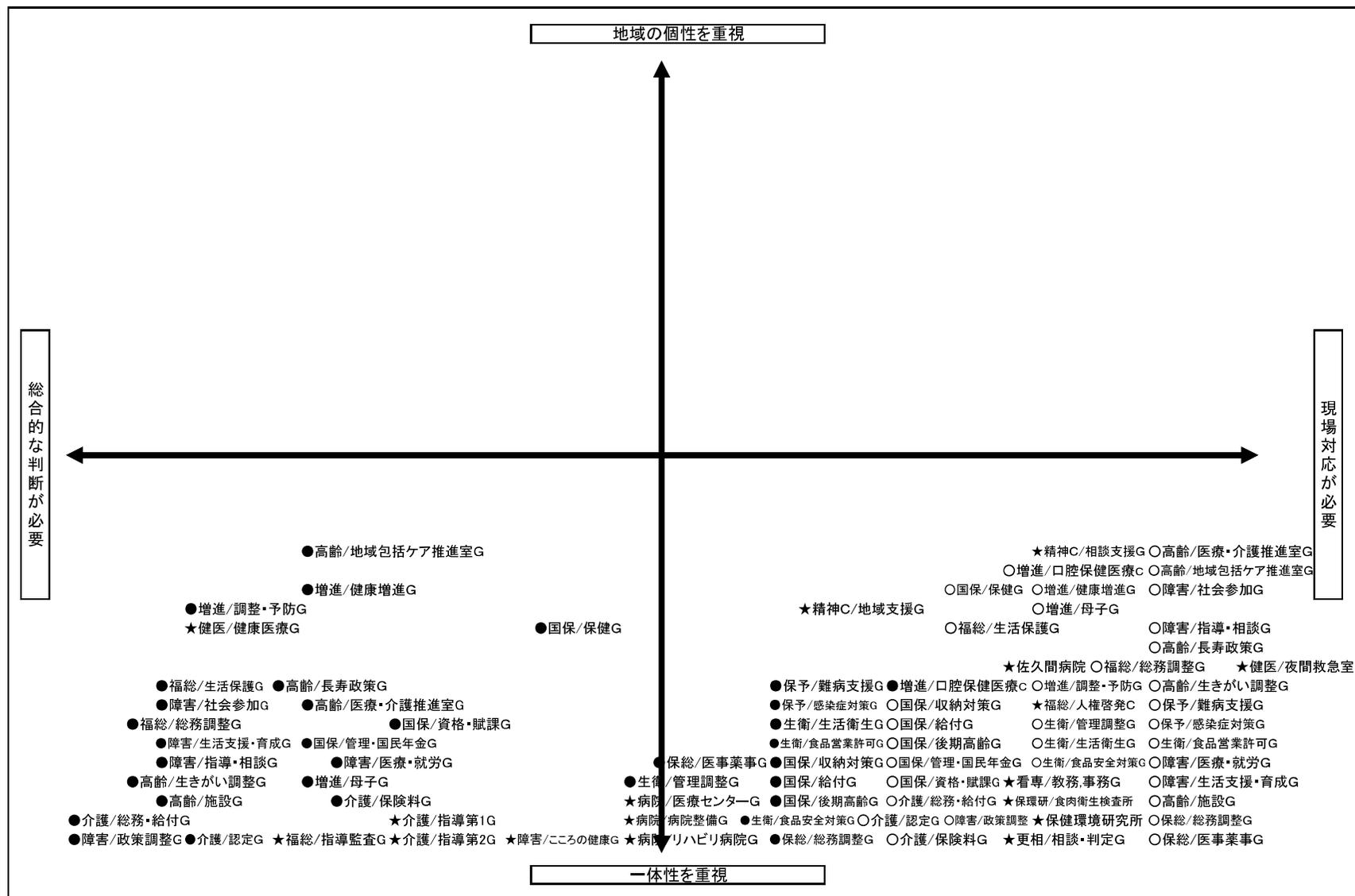
- ア 区役所機能を効果的に補完
- イ 地域の特殊性を考慮した業務
- ウ 市民に身近なサービスの効果的・効率的な提供

（3）本庁・事業所・区役所・区出先機関の分類

「本庁・事業所・区役所・区出先機関」の各組織の機能・役割分担の考え方を踏まえ、業務の性質分析の結果を「本庁・事業所・区役所・区出先機関」の各組織に分類すると「別紙2」のとおり

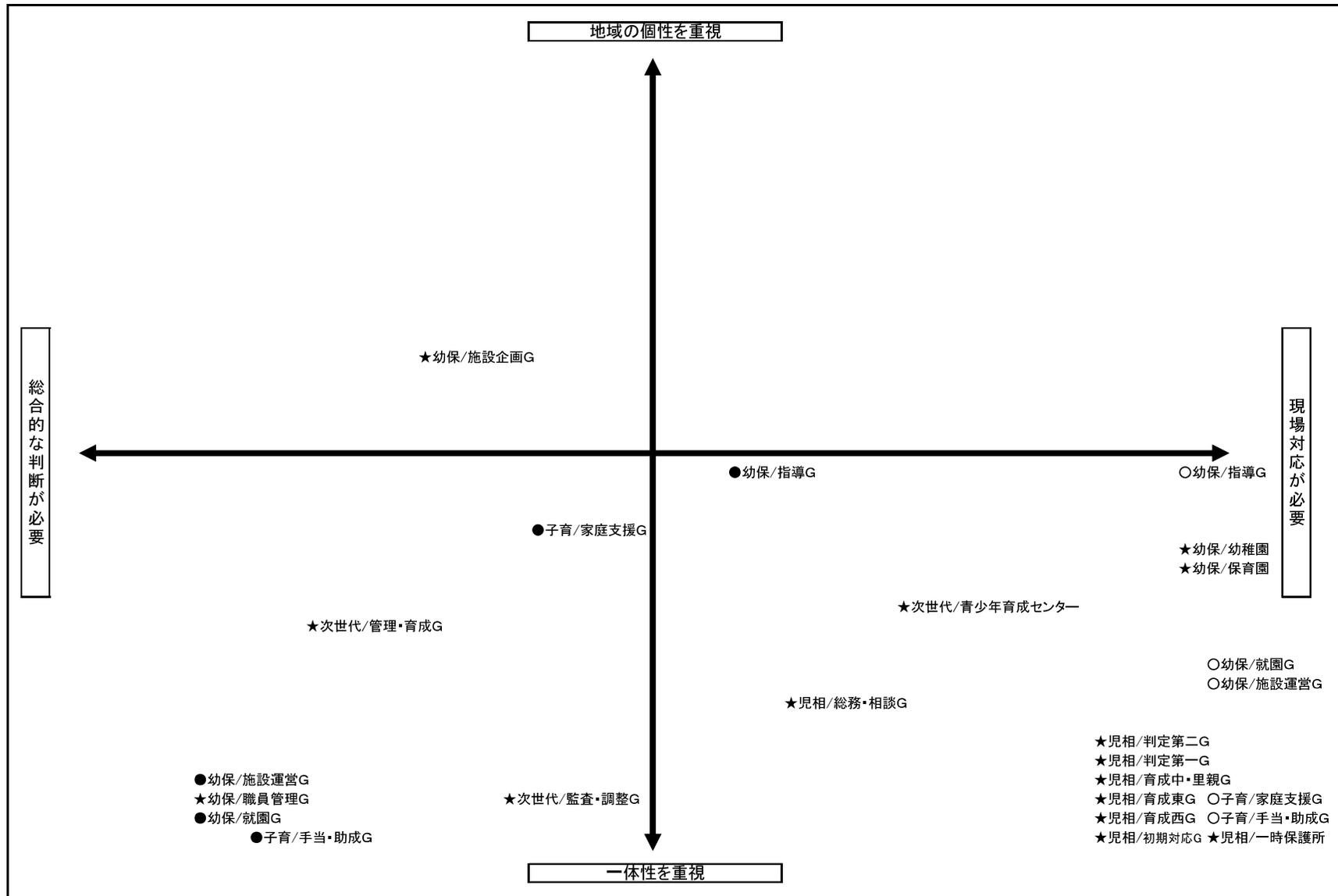
となります。これは、事務事業の性質から導きだされた、各事務事業（又は類似事務の集合体である課）が本庁・事業所・区役所・区出先機関のどの組織で執行されるのが適当なのかを示したものになります。今後、これをたたき台とし、拠点数や効果的な執行体制など組織を整備する上で考えなければならない他の要素も含め、総合的に最適な組織について検討していきます。

福祉（児童福祉を除く）・保健分野

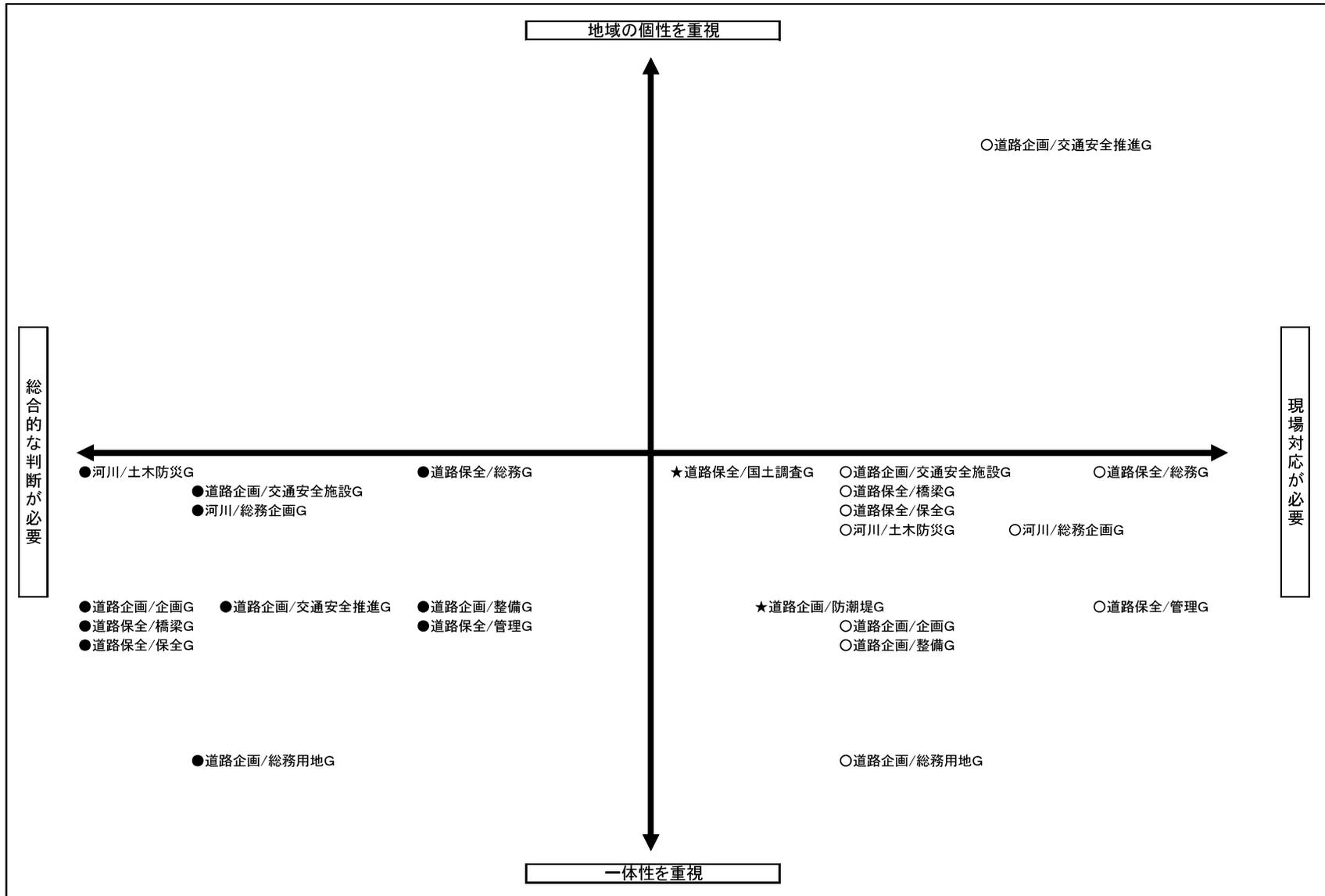


【説明】
 1 課名の略称を左側、グループ名を右側に表記。 ●（課名の略称）／（グループ名）
 2 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。
 3 ●と○に業務が分割されないものは★印で表す。
 4 各グループが所管する業務の内容は「補足資料③」を参照。

児童福祉分野



土木分野



グループの所掌事務について

- ・この表は「補足資料②」における、各グループが所掌する事務事業の詳細について記載したものである。
- ・「該当の有無」欄は「補足資料②」の●又は★印で表記されたグループが所掌する事務を「●」、○印で表記されたグループが所掌する事務を「○」で表している。

【福祉(児童福祉を除く)・保健分野】

課名	グループ名	事務事業の内容	該当の有無	
福祉総務課	総務調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に係る総合的な施策の企画及び調整 ・地域福祉に係る施策の企画及び調整 ・民生委員及び児童委員に係る事務の総括 ・災害見舞及び被災者の援護に係る事務の総括 ・日本赤十字社に係る事業の総括 ・戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護の総括 ・旧軍人及び旧軍属の恩給及び叙位叙勲 ・災害救助、水難救護及び漂流物等 ・福祉交流センター ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との総合調整 	●	○
	生活保護グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護業務の総括 ・中国残留邦人等支援業務の総括 ・法外援護事業の総括 ・生活困窮者支援事業の総括 	●	○
	指導監査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査 	●	
	人権啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発センターに関すること ・人権施策推進審議会に関すること 	●	
障害保健福祉課	政策調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者及び障害児の福祉に係る施策の企画及び調整 ・障害者施策推進協議会 ・障害者虐待防止の総括 ・障害者差別解消法の総括 ・心身障害者扶養共済制度の総括 ・発達医療総合福祉センター等 ・浜松市社会福祉事業団との総合調整 ・一部事務組合との連絡調整 	●	○
	医療・就労グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費助成の総括 ・障害者保健福祉手帳の総括 ・重度障害児者医療費助成の総括 ・精神障害者入院医療費助成事業の総括 ・障害者の就労支援 ・精神保健福祉審議会の運営 ・精神科病院事務指導監査 	●	○
	こころの健康グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者医療保護 ・こころの健康相談 	●	
	社会参加グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者 ・障害者保健福祉施策連絡会 ・障害者団体活動助成 ・生活支援社会支援事業 ・地域コミュニケーション促進事業 ・自立支援協議会 ・日常生活支援事業 ・特別障害者手当、特別児童扶養手当等の総括 ・障害者スポーツの振興 	●	○
				●

課名	グループ名	事務事業の内容	該当の有無	
障害保健福祉課	生活支援・育成グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉実施計画 ・介護給付事業などの総括 ・障害福祉システム ・日常生活支援事業などの総括 ・保育所等巡回支援事業 ・障害者支援区分審査会の総括 	● ● ● ● ● ●	○ ○ ○
	指導・相談グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業の総括 ・施設の設置、認可及び指導に関すること ・事業者等の指定及び更新 ・事業者等の指導及び監督 ・障害者施設での虐待防止事務 ・障害者施設での障害者差別解消法に係る事務 	● ● ● ● ● ●	○
障害者更生相談所	相談・判定グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの ・身体障害者手帳及び療育手帳(児童に係るものを除く。)の交付の審査及び認定 	● ●	
高齢者福祉課	生きがい調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画の総括 ・福祉人材バンクの運営 ・外国人高齢者福祉手当支給 ・シルバー人材センター ・敬老支援事業の総括 ・シニアクラブ支援事業の総括 ・高齢者社会参加促進事業(バス・タクシー券等交付)の総括 	● ● ● ● ● ● ●	○ ○ ○
	長寿政策グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域高齢者見守り・支援事業の事務及び総括 ・あんしんネットワークの総括 ・災害時避難行動要支援者(高齢者分)の総括 ・高齢者生活支援事業(配食サービス・緊急通報システム等)の総括 ・高齢者住宅改造成助成事業の総括 	● ● ● ● ●	○ ○ ○ ○ ○
	施設グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉に係る施設の設置、認可及び指導 ・養護老人ホームとよおか管理組合との連絡調整 ・老人ホームへの入所、養護委託等の措置の総括 ・軽費老人ホームに係る事務の総括 ・高齢者向け施設(老人福祉センター等)運営及び整備の総括 ・高齢者生活支援ハウスの総括 	● ● ● ● ● ●	○ ○ ○ ○
	地域包括ケア推進室グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業(元気はつらつ教室・ロコモーショントレーニング事業等)に係る事務の総括 ・地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに係る事務の総括 ・高齢者の虐待防止に係る事務の総括 	● ● ●	○ ○ ○
	医療・介護推進室グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策推進事業の立案、調整、実施等の総括 ・在宅医療・介護連携センター事業 	● ●	○
	介護保険課	総務・給付グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の企画 ・介護給付費に関する事務の総括 	● ●
	認定グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定に関する総括 	●	○
	保険料グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の賦課及び徴収の総括 	●	○
	指導第1グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定(許可)・更新 ・事業者の指導及び監査 	● ●	
	指導第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定(許可)・更新 ・事業者の指導及び監査 	● ●	

課名	グループ名	事務事業の内容	該当の有無	
国保年金課	管理・国民年金グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業の企画、調整及び総括 国民年金に係る事務の総括 国民健康保険運営協議会 国民健康保険団体連合会との連絡調整 	●	○
	資格・賦課グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の資格管理の総括 国保料の賦課の総括 	●	○
	収納対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国保料の収納管理 徴収対策事務の実施及び総括 	●	○
	保健グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導事務の総括 後期高齢者医療の健康診査事務の総括 	●	○
	給付グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険給付支払に関する事務 医療費適正化事務 	●	
	後期高齢グループ	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療に係る事務の総括 静岡県後期高齢者医療広域連合との連絡調整 	●	○
健康医療課	健康医療グループ	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療施策の企画及び調整 	●	
	夜間救急室	<ul style="list-style-type: none"> 夜間救急室の管理運営 	●	
精神保健福祉センター	相談支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉推進事業の実施 ひきこもり対策事業の実施 	●	
	地域支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉推進事業の実施 自殺対策事業の実施 診療所の運営 精神医療審査会業務の総括 自立支援医療の支給に係る業務 精神障害者保健福祉手帳の交付に係る判定業務 センター管理運営 	●	
看護専門学校	教務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 看護専門学校の運営(看護師養成) 	●	
	事務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 看護専門学校の管理 	●	
保健環境研究所	微生物検査グループ	<ul style="list-style-type: none"> 感染症及び食中毒に係る微生物検査及び寄生虫検査 	●	
	食品分析グループ	<ul style="list-style-type: none"> 食品、飲料水等に係る微生物検査及び化学物質検査 	●	
	環境測定グループ	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、廃棄物等に係る測定・検査 	●	
	食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> 食肉衛生検査所に関する事務 	●	
病院管理課	医療センターグループ	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との総合調整 	●	
	リハビリ病院グループ	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との総合調整 	●	
	病院整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の管理及び新病院建設 	●	
佐久間病院	総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 予算及び決算の実施 職員給与及びサービス管理の実施 	●	
	医事グループ	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬等の算定、請求の実施 施設及び設備の維持管理の実施 	●	
	一般病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> 患者の看護及び診療の介助の実施 	●	
	療養病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> 患者の看護及び診療の介助の実施 	●	
	外来グループ	<ul style="list-style-type: none"> 患者の看護及び診療の介助の実施 在宅医療の実施 	●	
	支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> 医療相談の実施 保健医療福祉に係る連携及び調整の実施 	●	
	薬剤グループ	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤及び製剤の実施 	●	
	医療技術グループ	<ul style="list-style-type: none"> 生化学検査及び生理学検査の実施 放射線、磁気共鳴による検査の実施 リハビリテーションの実施 入院患者の給食、栄養指導の実施 	●	

課名	グループ名	事務事業の内容	該当の有無	
健康増進課	調整・予防グループ	・保健センター等の総括 ・予防接種に係る事務の総括	●	○
	健康推進グループ	・健康づくり施策の企画及び調整 ・地域保健活動の総括 ・栄養に係る事業の総括 ・がん検診等に係る事務の総括	●	○
	母子グループ	・母子保健に係る事業の総括 ・母子医療に関する事務の実施	●	○
	口腔保健医療センター	・歯科保健事業の実施及びその総括	●	○
保健総務課	総務調整グループ	・厚生労働統計に係る事務及び総括	●	○
	医事業務グループ	・医療関係施設の許可、届出、立入調査に係る事務及び総括	●	○
生活衛生課	食品安全対策グループ	・食品衛生(食中毒)に係る事務及びその総括	●	○
	食品営業許可グループ	・食品衛生(営業許可)に係る事務及びその総括	●	○
	生活衛生グループ	・旅館業、興行場営業、浴場業その他生活衛生関係営業に係る事務及びその総括 ・衛生害虫等の防除指導等に係る事務及びその総括	●	○
	管理調整グループ	・狂犬病予防に係る事務及びその総括	●	○
保健予防課	感染症対策グループ	・感染症予防、対策の事務及びその総括 ・新型インフルエンザ等対策行動計画策定 ・結核患者支援、接触者健診の事務及びその総括 ・性感染症対策、肝炎対策の事務及びその総括	●	○
	難病支援グループ	・難病患者訪問、支援の事務及びその総括 ・指定難病、特定疾患治療研究事業の受付及びその総括 ・原爆被爆者の関係事務及びその総括 ・原水爆被害者の会補助金事務	●	○

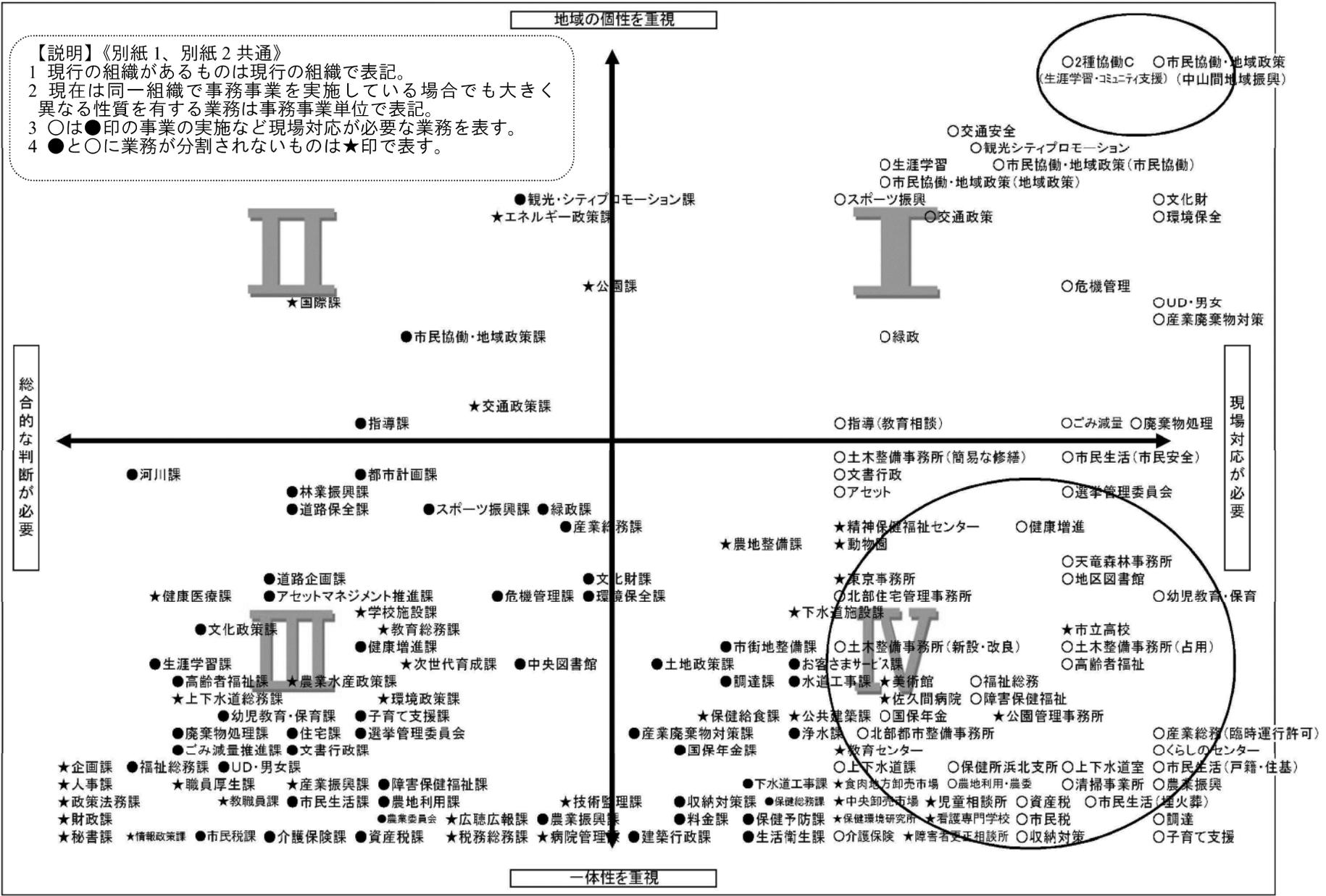
【児童福祉分野】

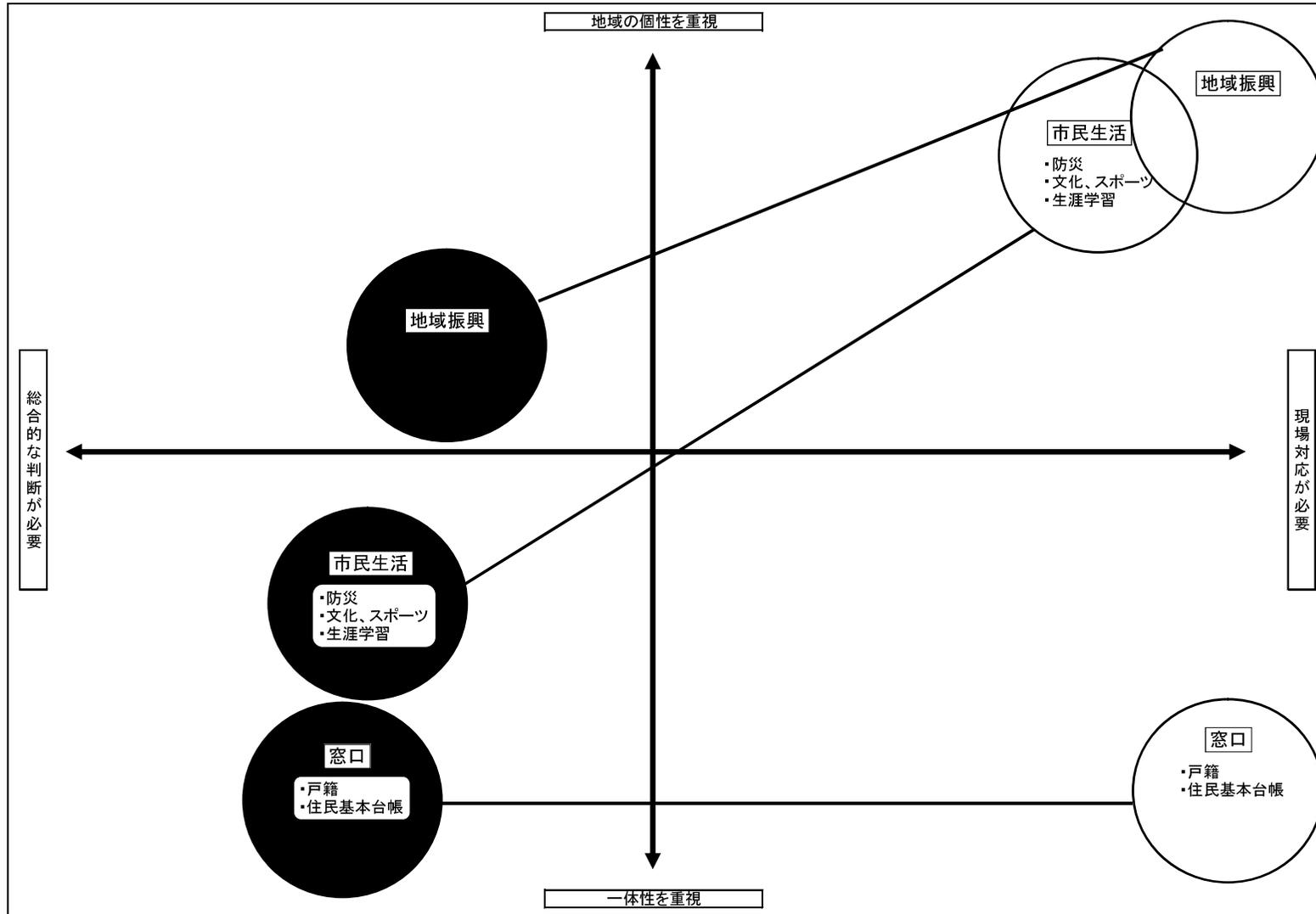
課名	グループ名	事務事業の内容	該当の有無	
次世代育成課	監査・調整グループ	・少子化対策及び子ども・若者育成支援に係る総合的な施策の企画及び調整 ・子ども・子育て支援法の施行に係る指導監査 ・認可外保育施設の指導監査	●	
	管理・育成グループ	・私学振興(幼稚園に係るものを除く。) ・家庭教育の推進 ・浜松こども館及び青少年の家	●	
	青少年育成センター	・いじめ問題再調査委員会 ・青少年健全育成会事業 ・青少年補導活動及び青少年環境浄化活動 ・青少年関係機関等との連絡調整	●	
子育て支援課	手当・助成グループ	・児童手当、児童扶養手当等に係る事務の総括 ・こども医療費等の助成に係る事務の総括 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務の総括 ・こども医療費等の助成に係る高額療養費に関する事務	●	○
	家庭支援グループ	・子育て支援等に係る施策の企画及び事業の実施	●	○
児童相談所	総務・相談グループ	・予算、決算、国庫補助協議等 ・電話相談、窓口相談及び療育手帳申請の面接 ・障害児の相談、助言指導	●	
	判定第一グループ	・心理判定、助言指導及び療育手帳の判定	●	
	判定第二グループ	・心理判定、助言指導及び療育手帳の判定	●	
	初期対応グループ	・要保護児童の調査・指導、一時保護及び措置	●	
	育成中・里親推進グループ	・要保護児童の調査・指導、一時保護及び措置 ・里親認定、里親委託等	●	
	育成東グループ	・要保護児童の調査・指導、一時保護及び措置	●	
	育成西グループ	・要保護児童の調査・指導、一時保護及び措置	●	
	一時保護所	・一時保護所の管理運営	●	
幼児教育・保育課	施設運営グループ	・待機児童対策(計画、施設整備) ・認可保育所等への助成事業等に係る事務の総括 ・認可外等保育施設に係る事務 ・市立保育所の保育・給食材料等の支出	●	○
	就園グループ	・幼稚園・保育園の入退園に関する事務の総括 ・利用者負担金の収納管理、保育システムの運用 ・私立幼稚園への助成事業等に係る事務	●	○
	職員管理グループ	・市立幼稚園職員(臨時含む)の人事、服务等 ・市立保育園職員(臨時含む)の人事、服务等 ・市立幼稚園・保育園の運営に関する事務	●	
	指導グループ	・市立幼稚園・保育園の教育・運営等に係る指導 ・市立幼稚園・保育園の衛生・給食等に係る指導及び事務	●	
	施設企画グループ	・幼稚園・保育園の再編・民営化等の計画 ・市立幼稚園の施設管理等に係る業務	●	
	幼稚園	・幼児教育及び保育の実施	●	
	保育園	・幼児教育及び保育の実施	●	

【土木分野】

課名	グループ名	事務事業の内容	該当の有無	
道路企画課	総務用地グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算の総括 ・所管に係る用地事務の総括 	●	○
	企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備に係る調査、企画及び調整 ・高規格幹線道路及び直轄国道に係る調整 	●	○
	整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び橋梁の新設及び改築の総括 	●	○
	交通安全推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策の企画、調整の実施、総括 	●	○
	交通安全施設グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設の整備事業の総括 	●	○
	防潮堤調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤整備に係る土砂確保の実施 	●	
道路保全課	総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹、道路愛護の総括 ・放置自転車、自転車駐輪場対策の総括 	●	○
	管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理、占用の事務の総括 ・道路の路線認定等の総括 ・道路工事に伴う交通規制の事務の総括 	●	○
	橋梁グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁等耐震補強の総括 ・橋梁等長寿命化事業の総括 	●	○
	保全グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設維持管理の総括 ・街路樹育成・管理の総括 ・道路防災、災害復旧の総括 	●	○
	国土調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業の調整、計画、照会、実施 	●	
河川課	総務企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の整備に係る調査、企画及び調整 ・主要な河川の整備促進 ・河川等の管理の総括 ・河川等の占用等に係る事務の総括 ・河川愛護事業の総括 ・用地事務の総括 	●	○
	土木防災グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び河川等の防災対策の総括 ・道路及び河川等の災害復旧事業の総括 ・土砂災害対策事業の総合調整 ・水防団の総括 	●	○

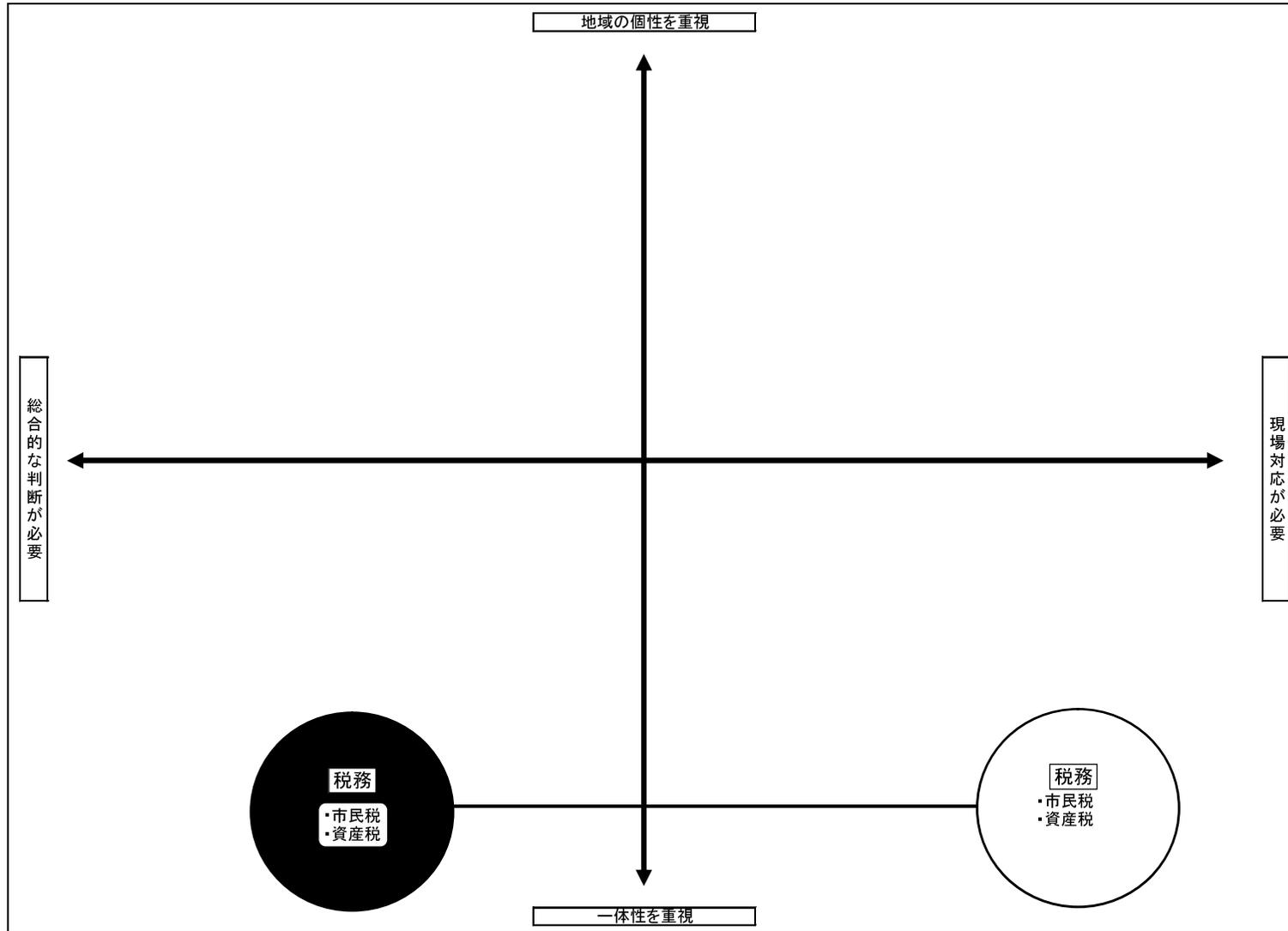
業務の性質分類結果





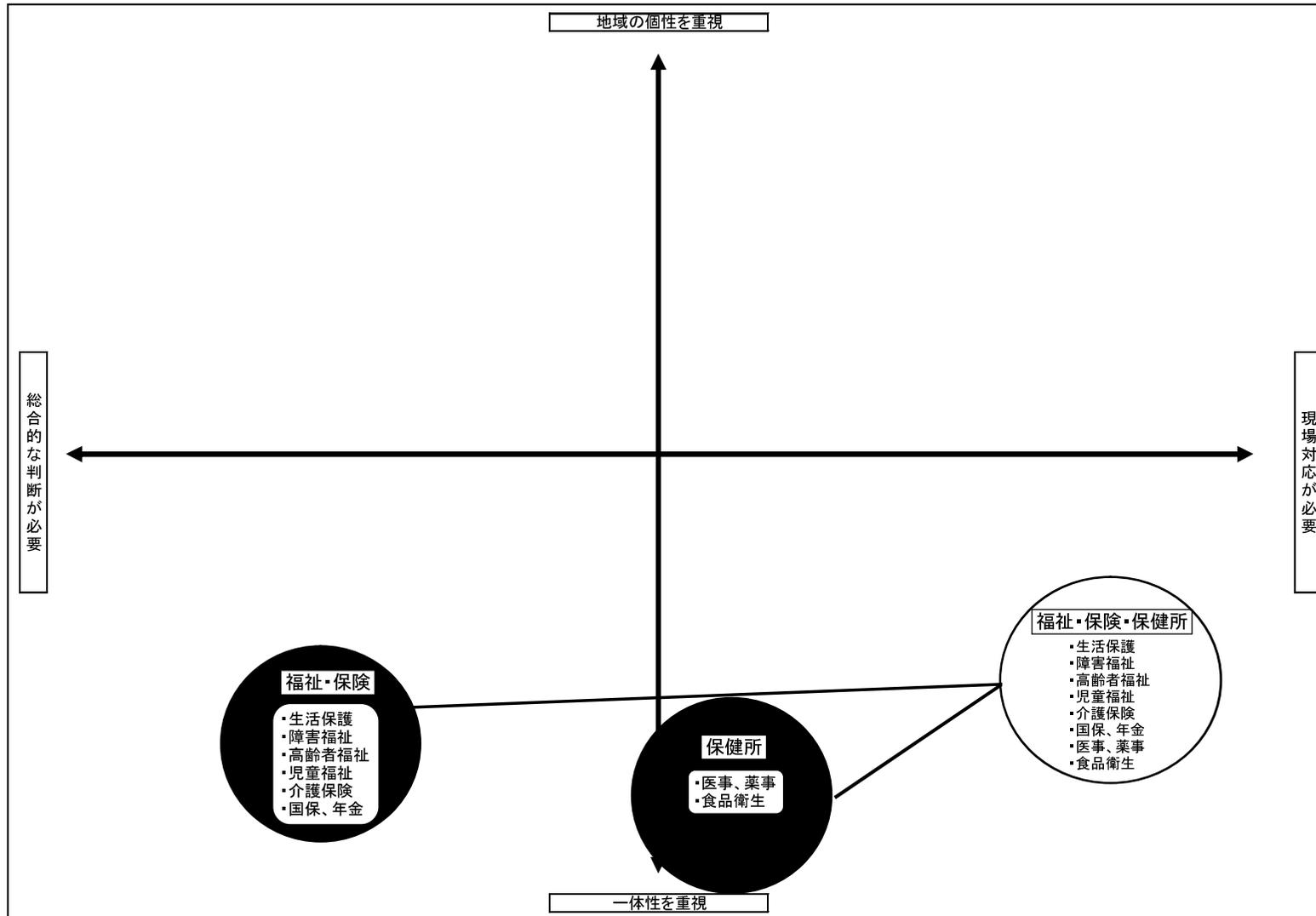
【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

税務分野



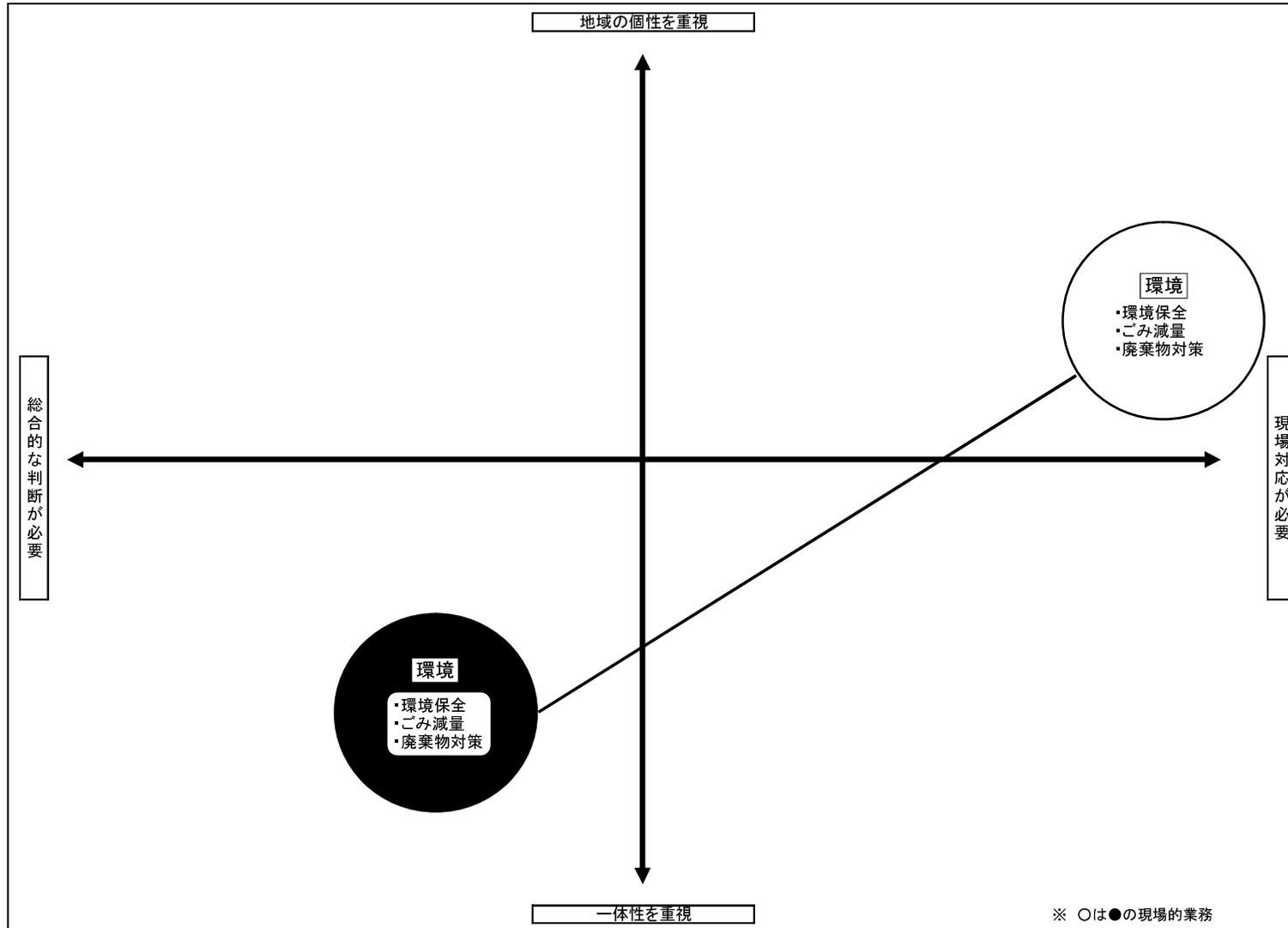
【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

福祉・保険・保健所分野



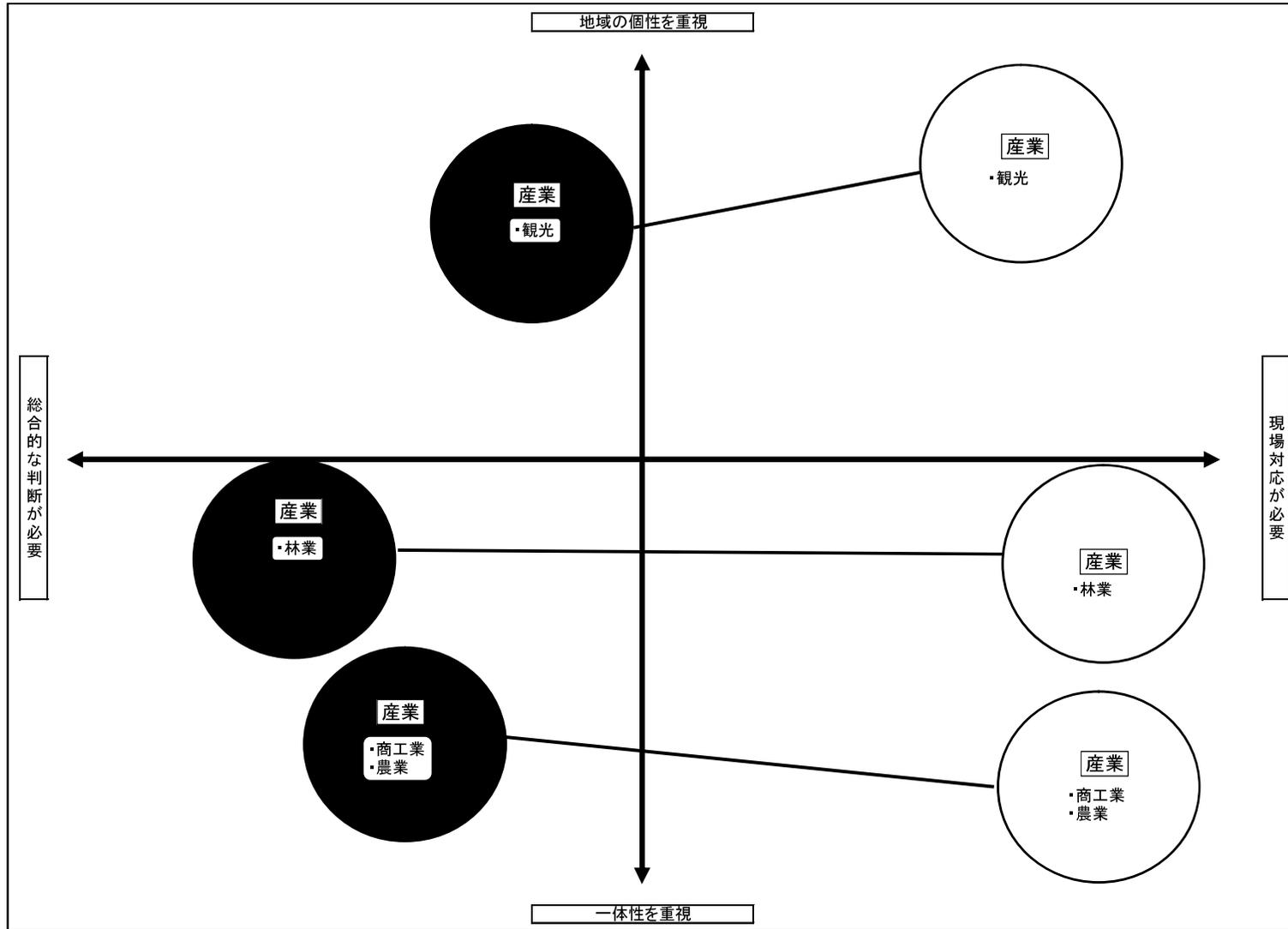
【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

環境分野



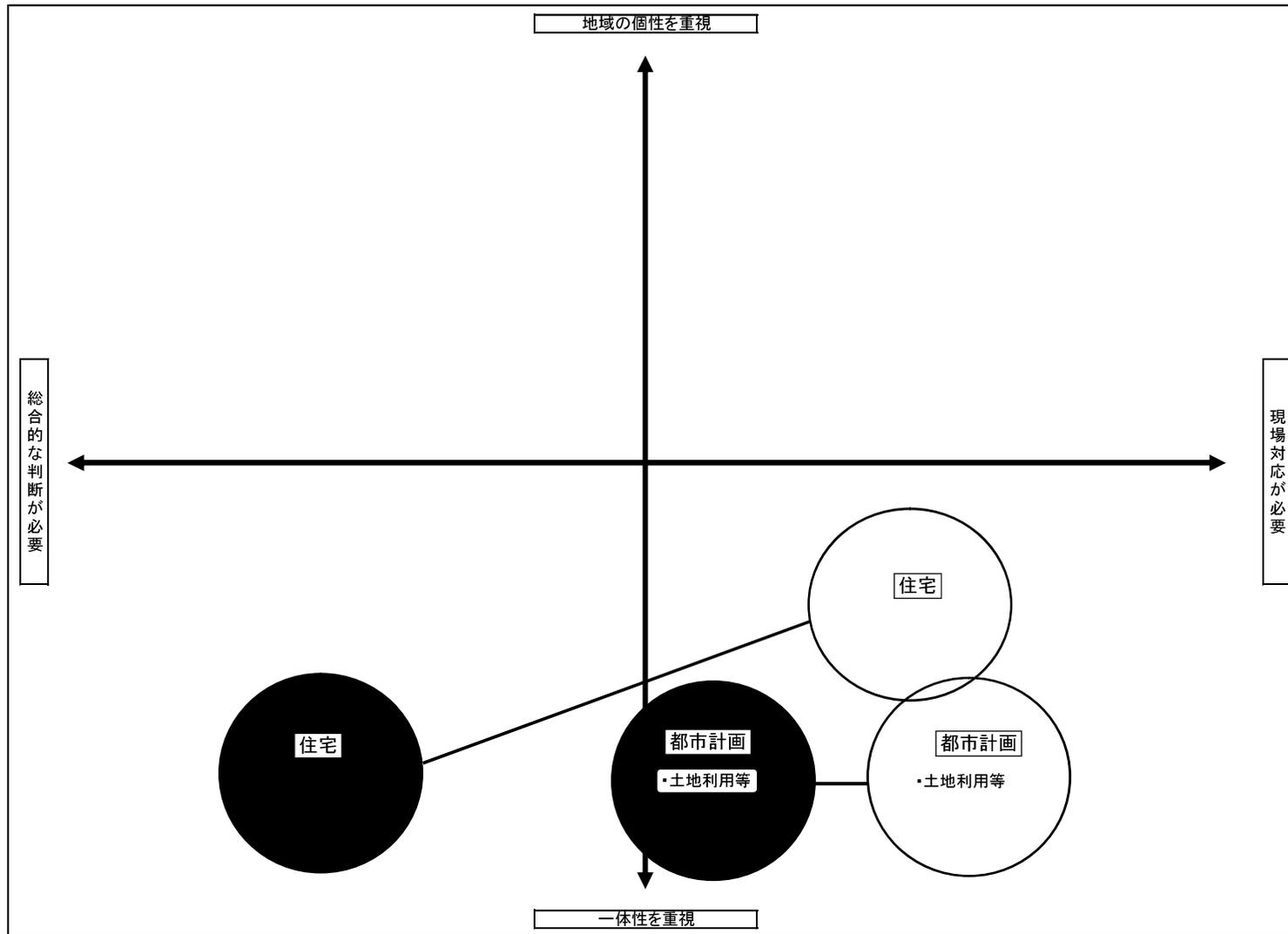
【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

産業分野



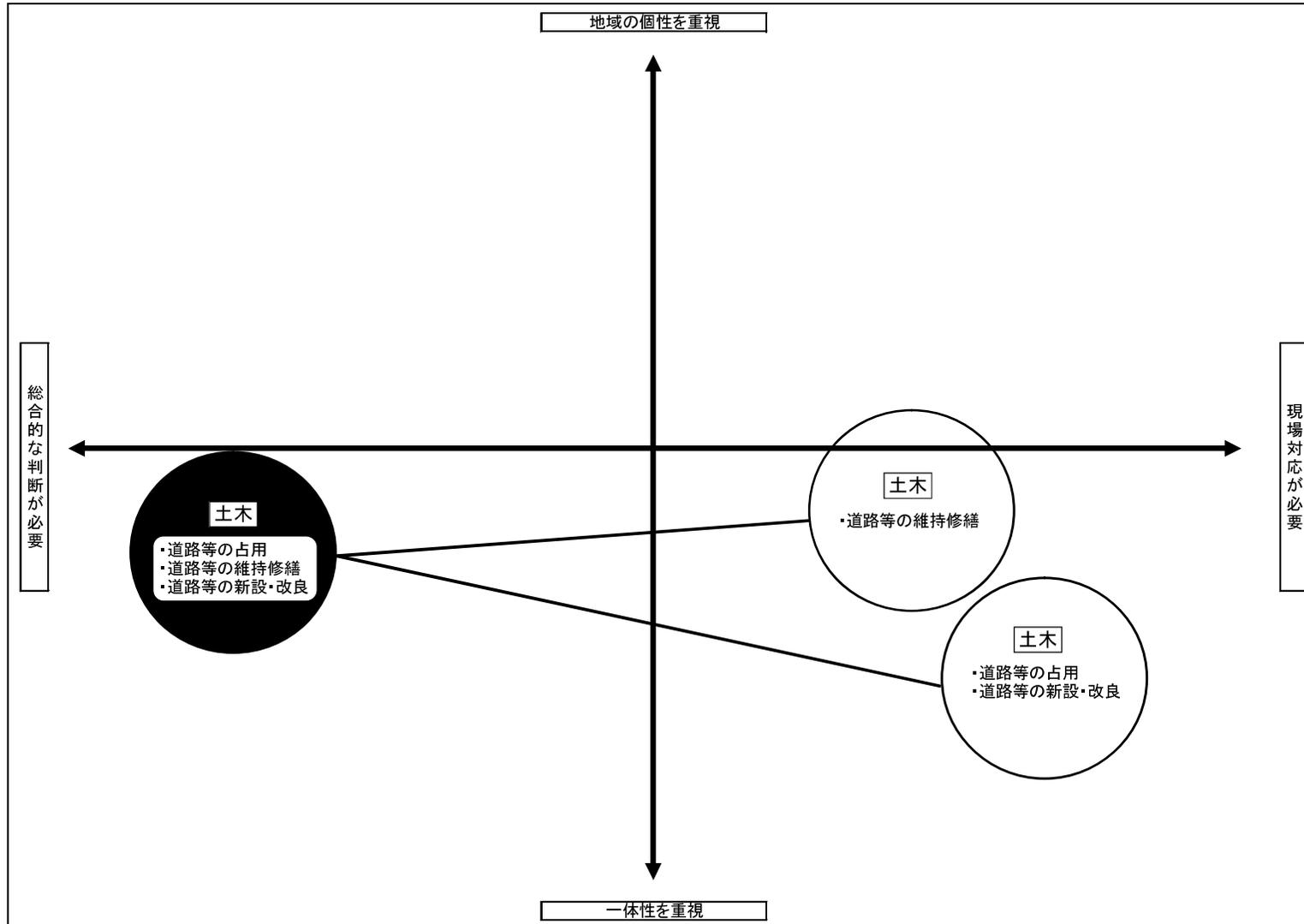
【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

都市計画・住宅分野



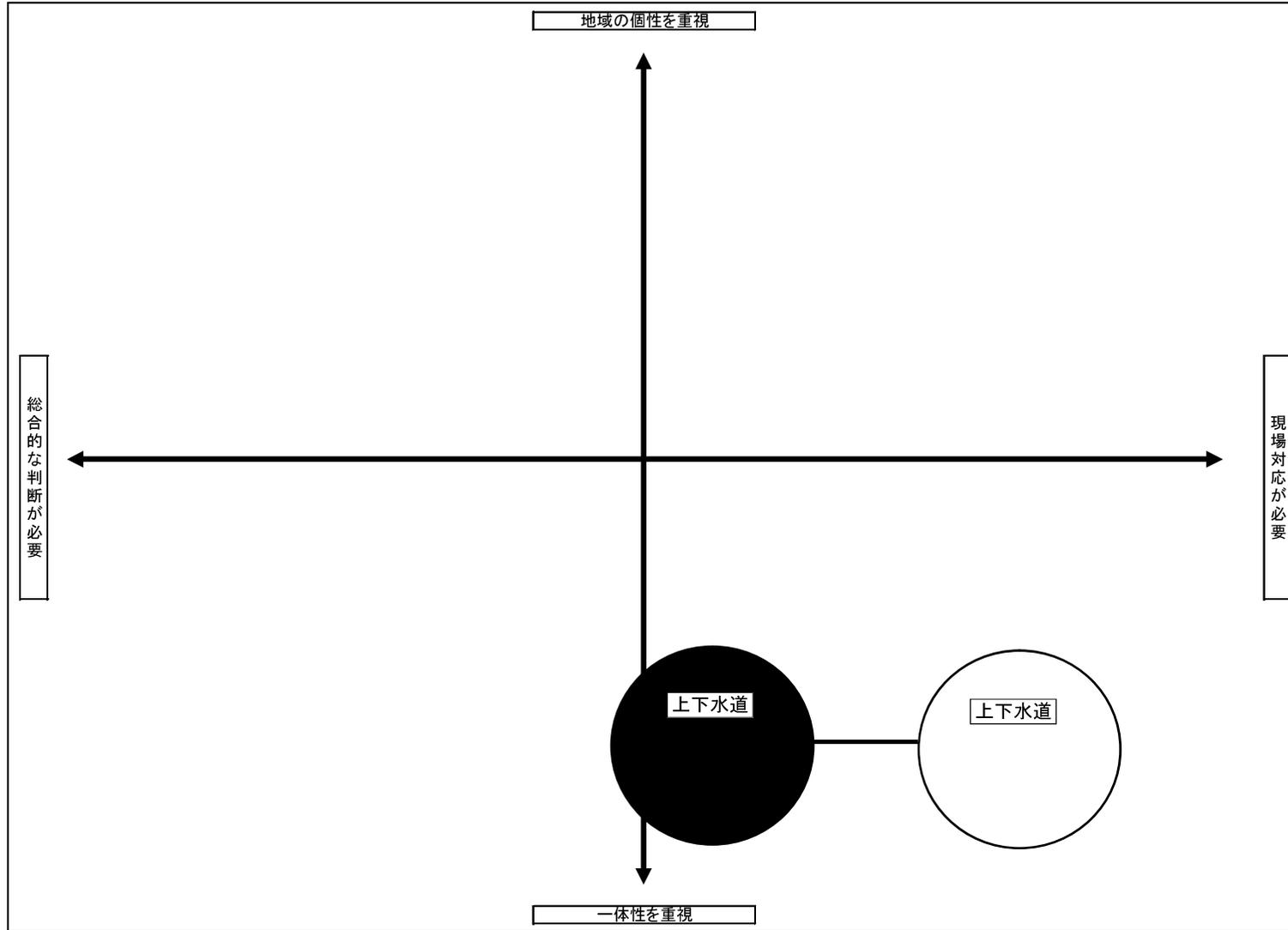
【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

土木分野



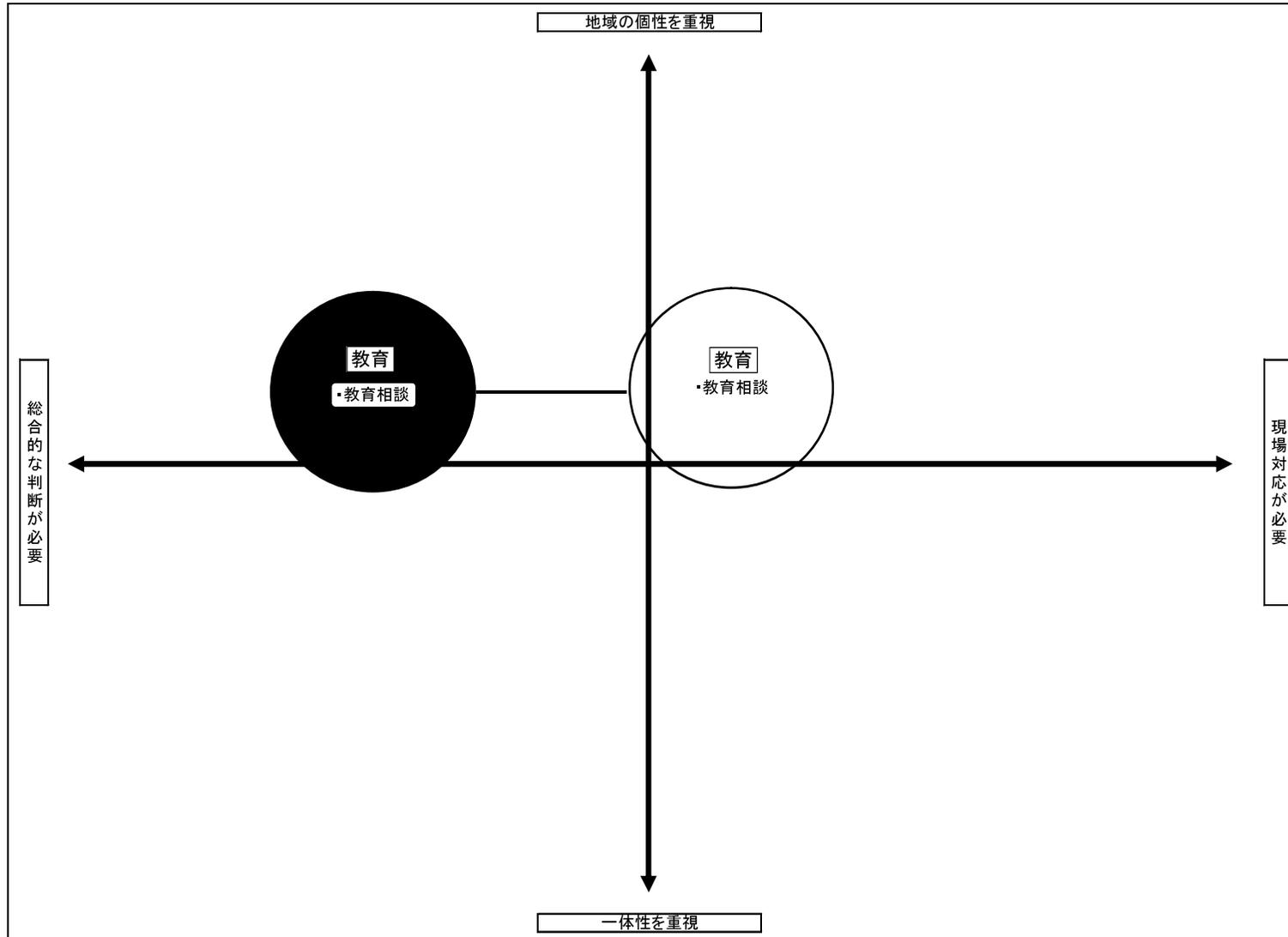
【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

上下水道分野



【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

教育分野



【説明】 ○は●印の事業の実施など現場対応が必要な業務を表す。

本庁・事業所・区役所・区出先機関の分類

